別紙１

学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

鳥取県教育委員会

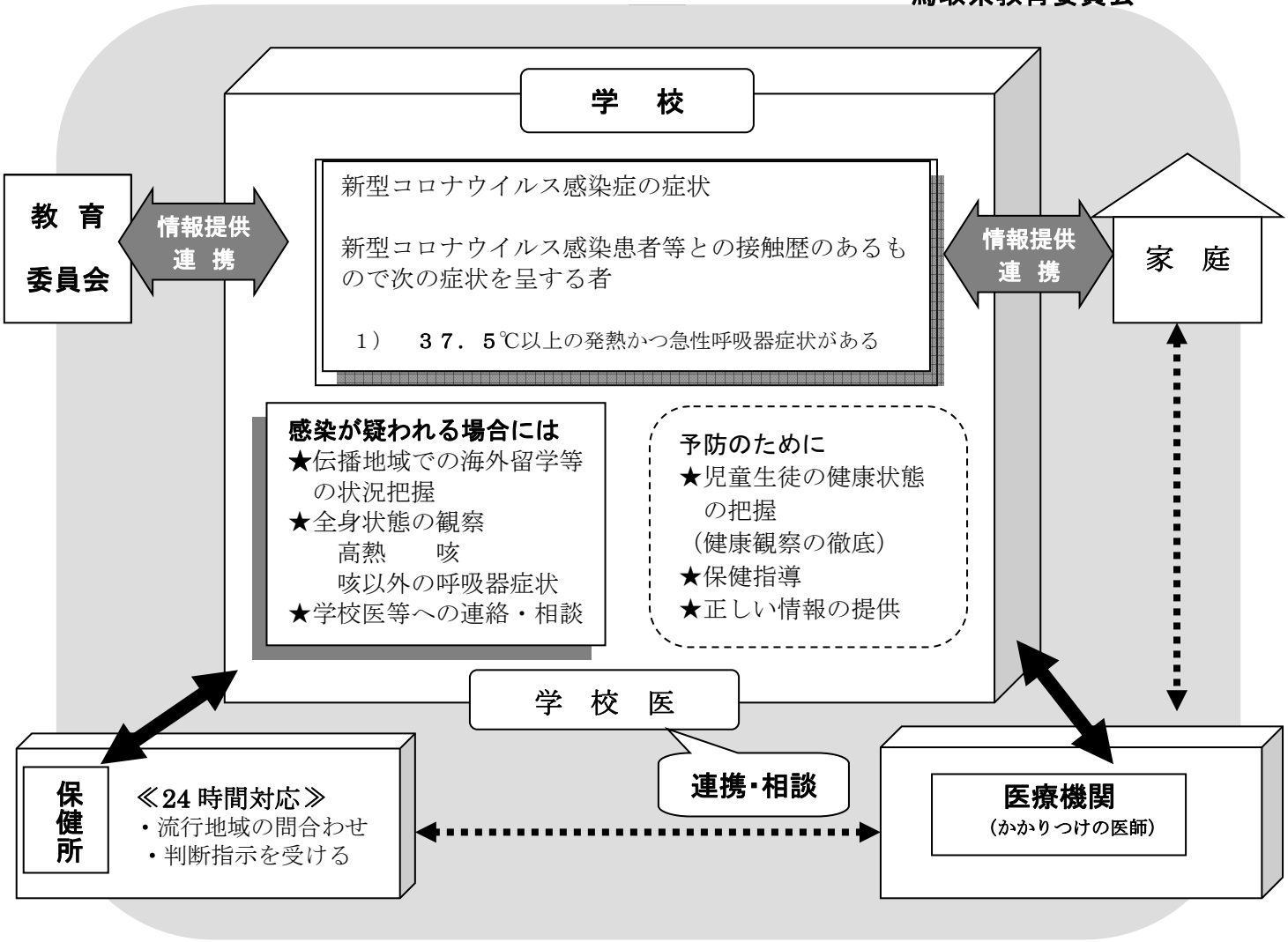

児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（もしくは感染の疑いがある場合）

★学校は出席停止の措置を講じることができる。（第１種の感染症）

★関係機関へ連絡　＜※ただちに電話連絡＞

★その後，報告書の提出（別紙様式１～６参照）

＜臨時休業の流れ＞

（県立学校の場合）

学校 → 高等学校課 / 特別支援教育課 → 体育保健課
学校 → 所管の保健所

（鳥取大学附属学校の場合）

学校 → 鳥取大学附属学校部 → 体育保健課
学校 → 鳥取大学附属学校部 → 所轄の保健所

（市町村立学校の場合）

学校 → 市町村（学校組合）教育委員会 → 教　育　局 → 小中学校課・体育保健課
学校 → 市町村（学校組合）教育委員会 → 所轄の保健所

＜出席停止の流れ＞

学校等欠席者・感染症情報システムへの入力により、報告書の提出は不要。